

公益財団法人 8020 推進財団

平成 27 年度 歯科保健活動助成交付事業報告書抄録

1. 事業名：

糖尿病と歯周病に関わる医科歯科連携推進事業

2. 申請者名：

一般社団法人 大阪府歯科医師会

3. 実施組織：

事業主催：一般社団法人 大阪府歯科医師会、和泉市歯科医師会

事業協力：一般社団法人 和泉市医師会、社会福祉法人生長会 府中病院

大阪府和泉保健所、和泉市

4. 事業の概要：

歯周病は糖尿病の第 6 の合併症といわれ、両者の関連性が少しずつ認知されるようになった。糖尿病は歯周病を悪化させ、逆に歯周病は糖尿病の血糖コントロールを困難にさせる。糖尿病患者の歯周病を適切に治療することにより、血糖コントロールを容易にし、腎症、失明、神経症などの糖尿病合併症の発症を低下させることが示唆されている。

その一方で、糖尿病の患者に対して、医科と歯科の情報の共有・連携がまだまだ密にないのが現状である。

この現状を踏まえ、平成 27 年度はモデル地域において糖尿病と歯周病の医科歯科連携がどの程度機能しているかを調査し、今後の課題を洗い出すことで、実用的な連携システムの確立を目指し、府民の健康保持増進に資することを目的とする。

5. 事業の内容：

- ①「糖尿病と歯周病に関わる医科歯科連携事業連絡協議会」の開催
- ②医科歯科連携ツール、広報媒体の作成
- ③「糖尿病と歯周病に関わる医科歯科合同研修会」の開催
- ④モデル地区におかる糖尿病と歯周病の医科歯科連携の実施
- ⑤「糖尿病と歯周病に関わる医科歯科連携推進事業評価会」の開催

6. 実施後の評価（今後の課題）：

歯科から見た課題：歯科口腔保健の推進に関する法律第 4 条にあるように、歯科医師等の責務として医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うことが求められている以上、糖尿病関連歯周炎が疑われる患者には内科の受診勧奨を行うべきであるが、自覚症状のない患者への内科の受診勧奨はやはり難しいと考えられる。歯科から医科へ紹介した患者の 100%が「糖尿病既往歴がある」と回答しており、糖尿病の既往歴があることが紹介の目安になっているが、今後、歯科が糖尿病の疑いを発見し、医科で紹介することで糖尿病の重症化予防につなげ、その結果、医科と歯科のコンタクトが増え、医科から歯科への紹介も増加するような流れを作り出すよう、既往歴以外の目安の周知等、働きかけが必要である。

医科から見た課題：糖尿病患者へ歯科受診の必要性を説明することが難しく、患者を説得し切れないとの意見が上がり、その対策として、看護師や糖尿病療養士、医療事務等のコ・メディカルスタッフに対する周知や、受付等で歯科の受診勧奨を行えるような媒体の用意、また、歯科の併設されていない病院に対して歯科医師や歯科衛生士が出向し、歯科保健普及啓発活動等を行う事業も今後検討する必要がある。